

やっぴきよかった、やっぴてよかった防災式

災害発生時には「避難準備情報・避難勧告・避難指示」が発令されます。昨今の災害では、行政からの発令が遅いとか空振りだとか、メディアでその都度、批判や非難をする報道がなされています。ところであなたは、「避難準備情報・避難勧告・避難指示」の本当の意味をご存知ですか？今回は、あなたとあなたの大切な人の命を守る『情報』から防災式を考えましょう。

◆シリーズ「あなたならどうする？」パート11

災害時の避難に関する法律的な根拠となっている災害対策基本法は、約半世紀前の昭和36年、台風災害としては最大の被害がでた伊勢湾台風（犠牲者 5,098人）を契機に制定されたものです。しかし、当時から比べると、情報伝達手段や情報自体の高度化、社会環境の変化等により、避難の呼び掛け方法も大きく様変わりしています。にもかかわらず、避難方法は『**避難所に避難しましょう**』といった、**平行移動避難**の呼びかけが大半です。マンションや高層ビルなどで、**上下移動避難**を促す避難の呼びかけをるところがまだまだ少ないのが現実です。また、水害発生時に避難所自体が浸水してしまう場所にも関わらず避難場所の指定を受けているとか、水害時も地震時も同じ避難場所という、不思議な計画をたてている地域も多くあるのが現状なのです。

では、私たちの命を守る情報「**避難準備情報・避難勧告・避難指示**」を判りやすく解説してみましよう。

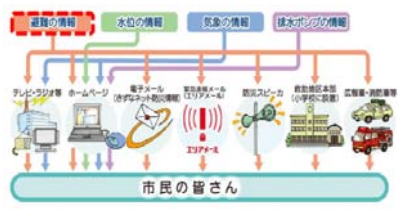
「**避難準備情報**」には次の2つの意味があります。

- ①人的被害が発生する災害の可能性のある時「災害時要援護者」を早期に避難させる為に、自治体が発令する避難準備情報に基づき要援護者を避難させる。
- ②災害時要援護者ではない人々に、避難準備情報を発令することで、避難を具体的に準備してもらう。

避難勧告や避難指示が発令されてからでは「**災害時要援護者**」の避難終了が間に合わないために考え出されたものです。避難準備情報の発令に基づき、要援護者などの避難が始まるので、事実上、避難が開始されることになるはずですが・・・。

「**避難勧告**」は、対象地域の居住者や滞在者等の生命・身体の保護を目的として、安全な場所への立退きを求め、早めの避難を促すために出されます。居住者等を拘束するものではありませんが、**発令する市町村長は、その「勧告」を尊重することを期待して避難を勧め促します。**

災害対策基本法60条で「**避難のための立退きの勧告**」と規定されています。



「**避難指示**」は、「**避難勧告**」の状況よりも、さらに水害災害等の危険が切迫している場合に発令されます。避難勧告に従ってすでに避難した人は、迅速かつ確実に避難を完了する必要があります。まだ避難していない人はすぐに避難しなければいけません。もし、避難をする（時間的）余裕がない人は、**生命を守るための最低限の行動をしなければならない段階**です。

法律では、災害対策基本法60条で「**避難のための立退きの指示**」とされています。

さて、私たちの加古川グリーンシティを含めたマンションと呼ばれる集合住宅では「避難」に関してどのように検討すれば良いのでしょうか？

想定される災害で「避難」の呼びかけが行政から発令された場合を考えてみましょう。

大雨で水害の恐れがある場合、各人のとるべき行動は「**避難場所に避難する方法**」と「**避難と同様の行動をとる方法**」の2通りあります。避難所に避難するよりも、避難と同様の行動をとる方が良いのではないかと思います。この場合の「**避難と同様の行動をとること**」とは、上層階への避難を示します。水害の場合、加古川グリーンシティで**約1m程度浸水**すると想定されています。つまり1階の住戸が対象となります。



では、上階のどこに避難すれば良いのでしょうか？

それは、あなた自身が日頃から地域コミュニティに参加していれば、知り合いや友達ができるはずで、そしてそのお宅に一時避難をするしか方法がないでしょう。やはり水害が発生するまでに「**もしもの時はお願いね**」と、お互いが言える友達を作っておくことが大切です。

しかし、上階の人だって安心しては居られません。水害発生時は、大変なことが発生します。それは何か？「**トイレ問題**」です。1階が浸水した場合は、**トイレの使用は控えなければなりません**。排水されるはずの汚水は、1階の浸水により排水ができなくなり、2階、3階・・・の家から汚水が噴き出すこととなります。決して他人事ではありません。**災害発生時のマナーは非常に重要なことであり、二次被害の防止となります**。その際、防災放送などで「**排水停止のお願い**」の呼びかけを行います。各住戸で簡易トイレを準備し、排泄するようにしなければなりません。

簡易トイレの作り方は「**グリーンだより262号**」に掲載しています。「**自然による被害**」と「**人による被害拡大**」があることを忘れずに！

今回の防災式は、「**災害対応は伝達された情報をあなた自身が真摯に受け止め尊重すること**」です。

「**避難**」に関して次号に続く